北海道

甲第93号証

道内事業者の皆様へ

道特別支援金

時短・外出自粛等による影響緩和

道特別支援金 A
道特別支援金 B
道特別支援金 C

● 申請の手引き

道の営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などにより、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた全道の幅広い事業者の皆様に、経済的な影響が及んでいることから、支援金を設け、給付しています。

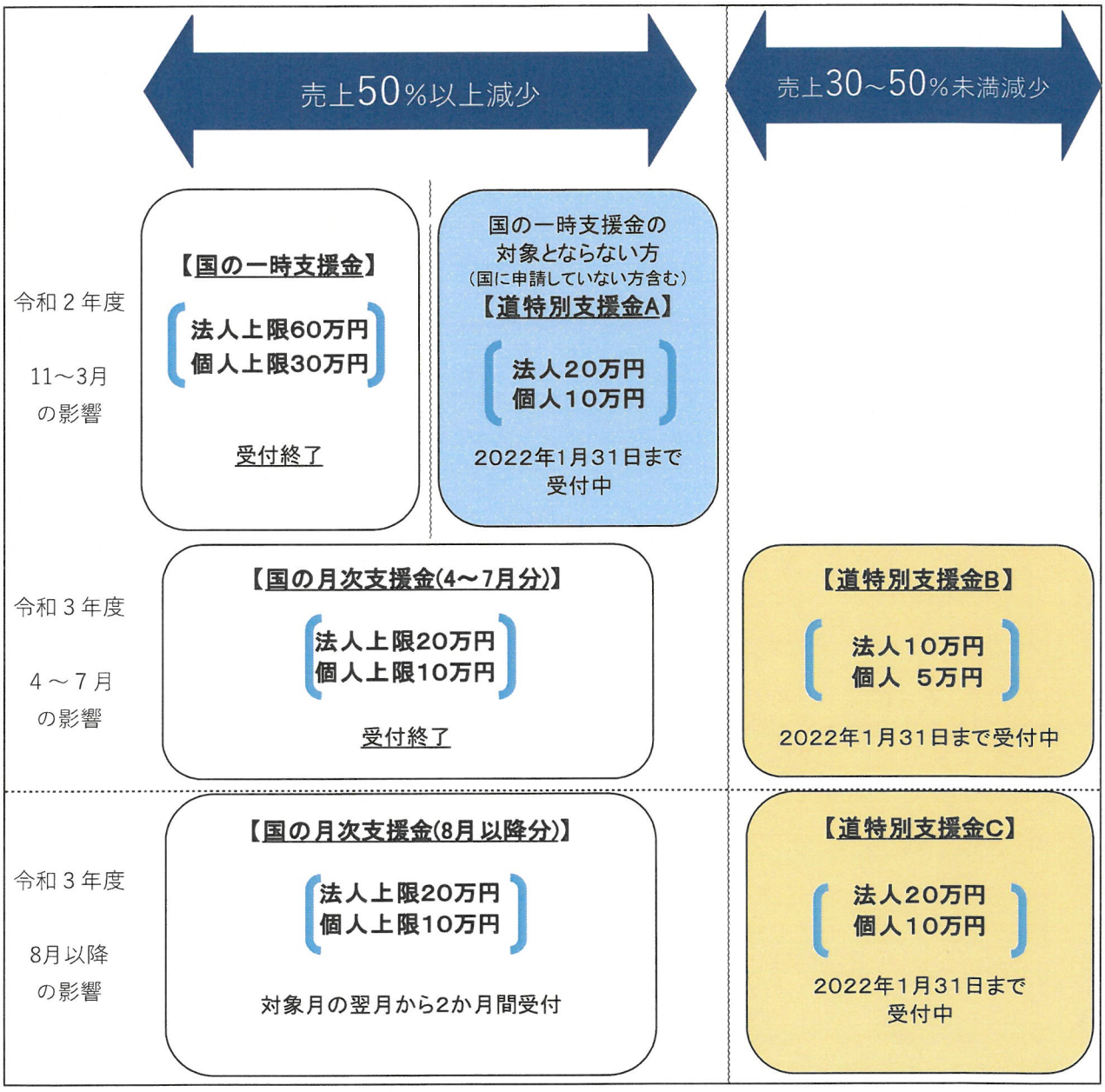
「道特別支援金」の不正受給は犯罪です。

2021年10月12日更新版
道特別支援金事務局

はじめに

道特別支援金の対象イメージについて

★「道特別支援金」に新たに「道特別支援金Ｃ」を設けます。
８月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い業種の事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比３０～５０％未満減少）に向け、新たに「道特別支援金Ｃ」により支援します。



※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
※道の特別支援金Ａ・Ｂ・Ｃはそれぞれ**併給可能です。**
※国の一時支援金と道の特別支援金Ａは**併給できません。**
※国の月次支援金（４～７月分）と道の特別支援金Ｂは**併給できません。**
※国の月次支援金（８月以降分）と道の特別支援金Ｃは**併給できません。**

はじめに

対象となる方

❶ 時短対象飲食店等との取引がある事業者

❷ 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

給付額

道特別支援金A：中小法人等 ２０万円 ／ 個人事業者等 １０万円
道特別支援金B：中小法人等 １０万円 ／ 個人事業者等 5万円
道特別支援金C：中小法人等 ２０万円 ／ 個人事業者等 １０万円

受付期間

道特別支援金A： 2021年4月1日(木)～2022年1月31日(月)
道特別支援金B： 2021年7月2日(金)～2022年1月31日(月)
道特別支援金C： 2021年10月12日(火)～2022年1月31日(月)

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-351-4101（専用ダイヤル）

対応時間　午前８時45分から午後５時30分まで
（令和４年2月28日（月）まで）　※受付は平日のみ　10月中は土日も対応

郵送先

〒060-8407　北海道特別支援金事務局　（※住所の記載不要）

※ 2022年1月31日(月)消印有効

・簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。）
・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の北海道公式ホームページよりダウンロードすることが可能です。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html

給付要件

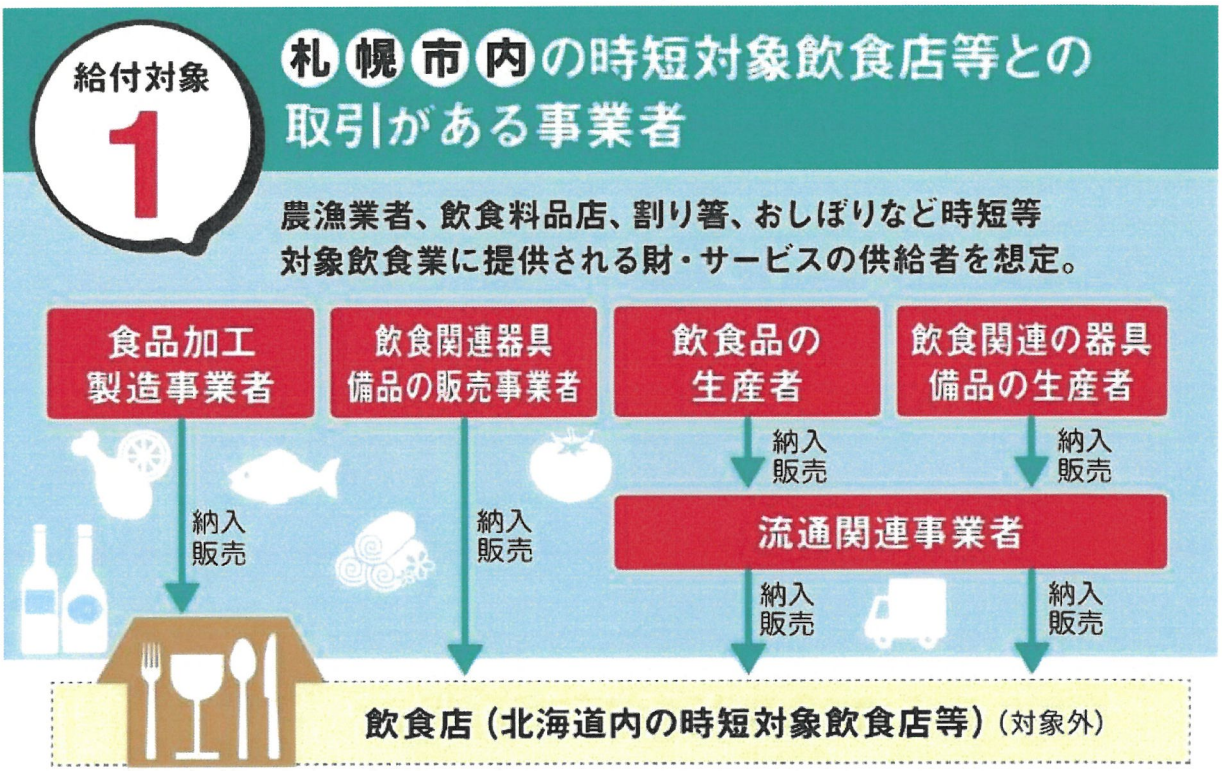
道特別支援金 A

Check! 国の一時支援金と重複受給不可

下記の①または②において、
2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同月比で50％以上減少していること
※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする。

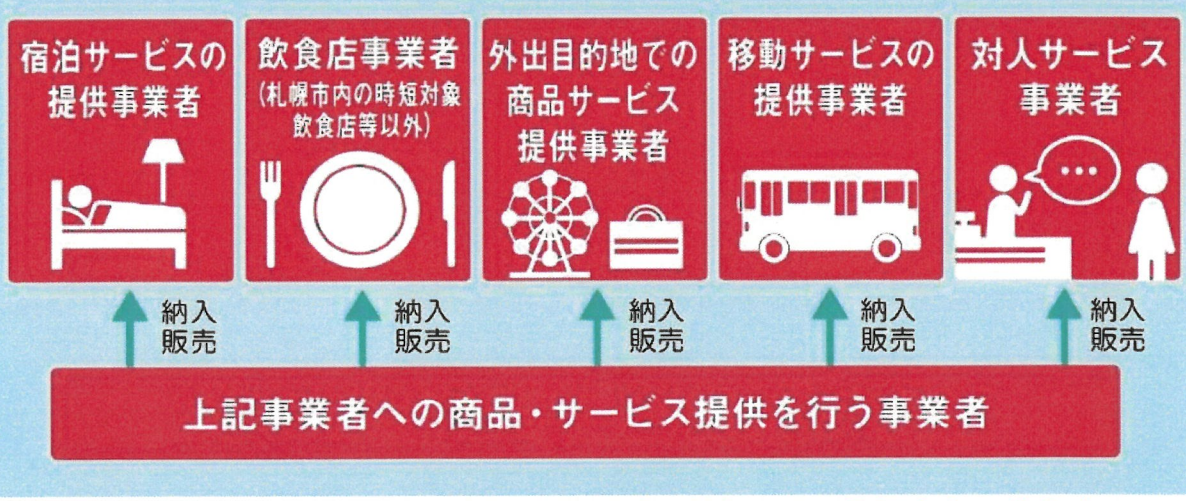
給付対象 1 札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等
対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。



給付対象 2 北海道内外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容院、各種教室、商店、飲食店
（札幌市内の時短要請等対象店以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



※2020年11月から2021年2月までの休業・時短要請の対象である札幌市内の飲食店は、
時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

給付要件

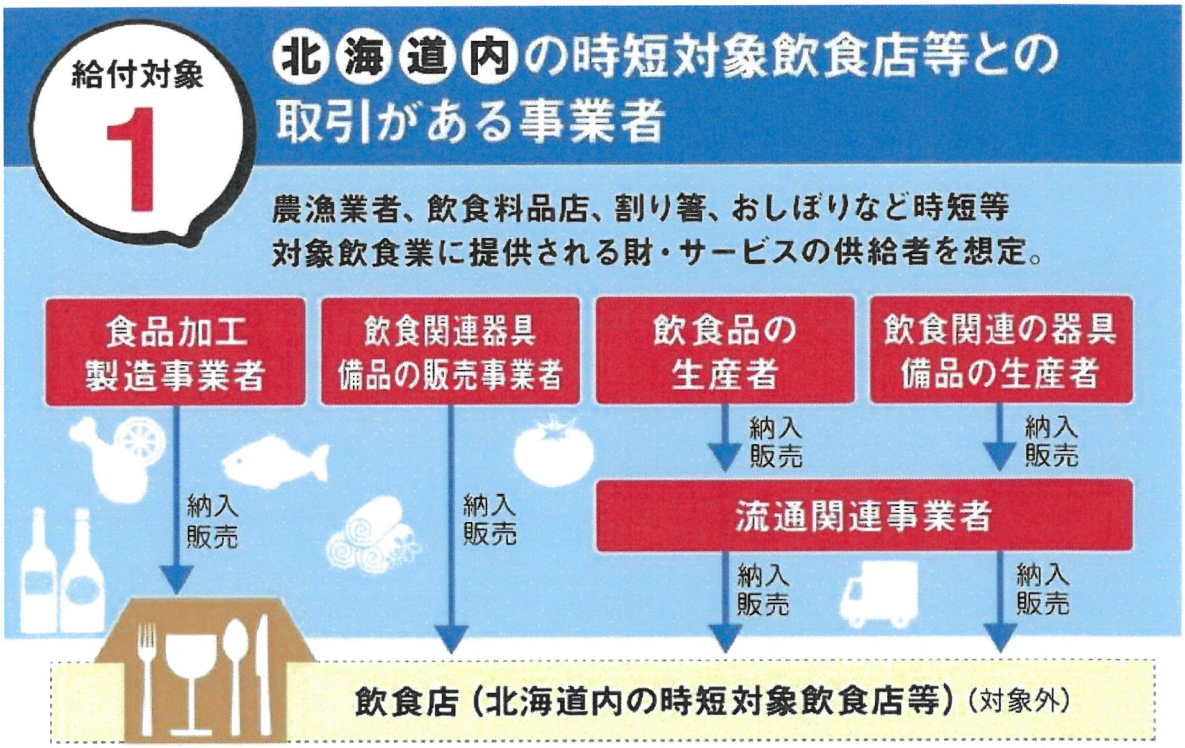
道特別支援金 B

Check! 国の月次支援金(4～7月分)と重複受給不可

下記の①または②において、
2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同月比で30%以上50%未満減少
していること

給付対象 1 北海道内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等
対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。



給付対象 2 北海道内外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容院、各種教室、商店、飲食店
(時短要請等対象店以外) など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



※2021年4月から7月までの休業・時短要請の協力金の対象となっている飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

給付要件

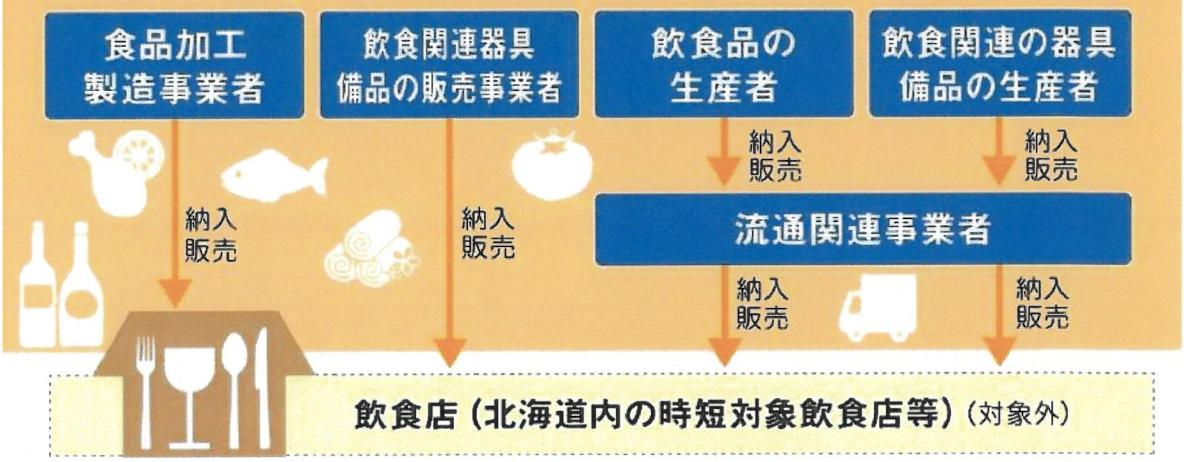
道特別支援金 C

Check! 国の月次支援金(8～10月分)と重複受給不可

下記の①または②において、
2021年8月～2021年10月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同月比で30%以上50%未満減少
していること

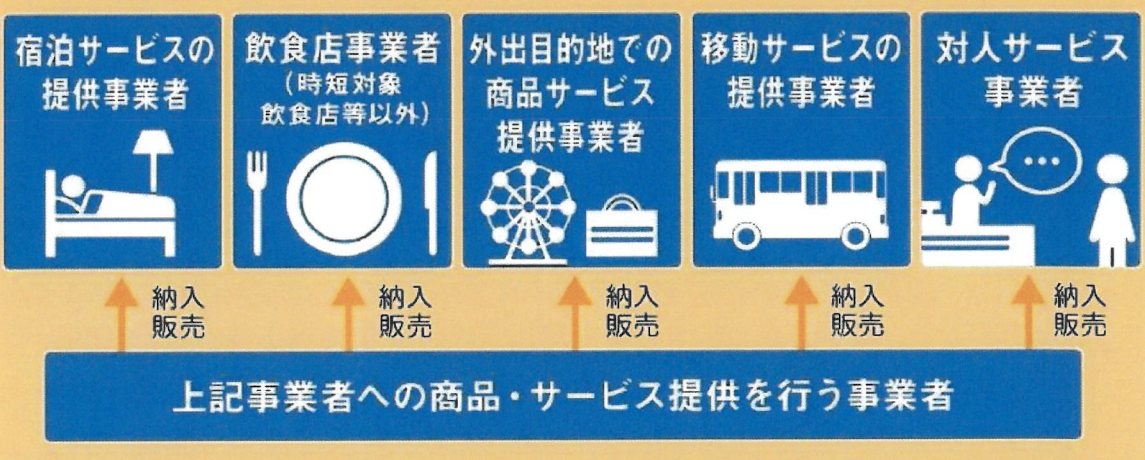
給付対象 1 北海道内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等
対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。



給付対象 2 北海道内 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、美容院、各種教室、商店、飲食店
(時短要請等対象店以外) など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



※2021年8月から10月までの休業・時短要請の協力金の対象となっている飲食店や1,000㎡を超える施設等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

目次

【目次】

1. 給付要件を確認する …… P7～15

2. 申請する　－ＡＢＣ共通-…… P16～20

3. 添付書類早見表 …… P21～23

4. 証拠書類等の確認　中小法人等 …… P24～33

5. 証拠書類等の確認　個人事業者等…… P34～43

6. 特例申請の確認 …… P44

7. 保存書類 …… P45～47

支援金Aの重複受給について

道の特別支援金Aに申請いただく前に、国の一時支援金等に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。
※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- □ 国の一時支援金（中小法人等:上限60万円　個人事業者等:上限30万円）
- □ 札幌市内飲食店等の時短協力支援金
- □ 道の特別支援金A（中小法人等:20万円　個人事業者等:10万円）

申請受付終了

国の一時支援金「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

2021年１月に11都府県を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。　※既に受付終了しています。

要件１	緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること
要件２	2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること
給付額	＝(2019年又は2020年の対象期間※1の合計売上)－(2021年の対象月※2の売上×3ヶ月) ※１：１月～３月、　※２：対象期間から任意に選択した月 **【中小法人等】上限 60 万円　【個人事業者等】上限 30 万円**
申請受付期間	**２０２１年　３月８日(月) ～ ５月３１日(月)**

● 国の一時支援金事務局については下記にお問い合わせください

ホームページ	URL：**https://ichijishienkin.go.jp/**
相談窓口	TEL：**0120-211-240**　IP電話等からの相談：**03-6629-0479**（※通話料がかかります）

国の一時支援金が受給できないと判断される場合

道の特別支援金Aを申請いただくことが可能です。（道の給付要件を満たすことが必要です）。
※国の一時支援金と道の特別支援金Aは、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】
・知事が行う時短等の要請に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力支援金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往来の自粛による影響を受けたこと
・2020年11月～2021年3月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月と比較して50％以上減少した月があること
（ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする。）
・一時支援金（国）を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
・道特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
・確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること
※なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します

【給付対象者】
・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者等
※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
※中小法人等の場合、 2021年4月現在履歴事項全部証明書の本店住所が道内に有していること
※個人事業者等の場合、本人確認書類の住所が道内に住所を有していること

【不給付要件】
1. 道特別支援金Aの給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の一時支援金の給付を受けた事業者
7. 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力支援金（2020年11月～2021年2月）の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
9. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象月（2020年11月～2021年3月）の月額売上が、前年もしくは前々年の同月の月額売上額と比べ５０％以上減少していることが要件となります。（※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること）

基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年1～3月、11～12月、2020年1～3月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

＜基準年＞

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

比較

５０％以上減少

対象月

＜対象年＞

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	70	50	80	90	50	80	70	40	60	65

【前々年度で比較する場合】

＜基準年＞

2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	160	100	30	80	80

基準月

比較

５０％以上減少

対象月

＜対象年＞

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	70	50	80	90	50	80	70	20	50	40

※基準月を2018年度（前々年度）とする場合は1月～3月のみの比較となります。

※対象月の**いずれかの月が**５０％を超えていれば対象となります。
※個人事業者等で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、**確定申告済の年間事業収入を１２で割った額**を月額売上とみなします。
例）2019年事業収入1200万÷12＝月額売上高100万

支援金Bの重複受給について

道の特別支援金Bに申請いただく前に、現在、申請を受け付けている国の月次支援金等に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。
※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- □ 4～7月分の国の月次支援金（中小法人等:上限20万円/月　個人事業者等:上限10万円/月）
- □ 2021年4～7月までの休業・時短要請の対象である飲食店等や1,000㎡を超える施設への時短・休業協力支援金
- □ 道の特別支援金B（中小法人等:10万円　個人事業者等:5万円）

国の月次支援金

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

2021年の４月以降に実施された令和３年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に支援金が給付されるものです。**※4～7月分は既に受付終了しています。**

要件１	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
要件２	2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額	＝(2019年又は2020年の対象月の売上)－(2021年の対象月の月間売上) 【中小法人等】上限２０万円/月　【個人事業者等】上限１０万円/月
申請受付期間	4月・5月分　2021年6月16日～8月15日 6月分　2021年7月1日～8月31日 7月分　2021年8月1日～9月30日

●国の月次支援金事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ　URL：**https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html**

相談窓口　TEL：**0120-211-240**　IP電話等からの相談：**03-6629-0479**（※通話料がかかります）

国の月次支援金が受給できないと判断される場合

申請受付開始（7月2日）後、道の特別支援金Bを申請いただくことが可能です（道の給付要件を満たすことが必要です）。
※国の月次支援金(4～7月分)と道の特別支援金Bは、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】
・令和３年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、協力支援金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往来の自粛による影響を受けたこと
・令和３年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された2021年4月～7月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、措置の影響を受けて月間売上が前年または前々年同月と比較して30～50％未満減少していること
・月次支援金（国）を2021年4月～7月を対象月として申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
・道特別支援金Bの給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
・確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること
※なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します

【給付対象者】
・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者等
※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
※中小法人等の場合、 2021年7月現在履歴事項全部証明書の本店住所が道内に有していること
※個人事業者等の場合、本人確認書類の住所が道内に住所を有していること

【不給付要件】
1. 道特別支援金Bの給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の月次支援金の給付を受けた事業者
7. 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力支援金（2021年4月から2021年7月）の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
9. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象期間（2021年4月～7月）のいずれかの月の売上が、前年もしくは前々年の同月比で３０～５０％未満減少していることが要件となります。（※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること）

基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年4～7月、2020年4～7月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

＜基準年＞

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

３０～５０％未満減少

＜対象年＞

2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	75	60	85	80	80	90	50	80	70	40	60	65

対象月

【前々年度で比較する場合】

＜基準年＞

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

３０～５０％未満減少

＜対象年＞

2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	75	60	85	80	80	90	50	80	70	40	60	65

対象月

※対象月の**いずれかの月が**３０～５０％未満減少していれば対象となります。
※個人事業者等で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、**確定申告済の年間事業収入を１２で割った額**を月額売上とみなします。
例）2019年事業収入1200万÷12＝月額売上高100万

支援金Cの重複受給について

道の特別支援金Cに申請いただく前に、現在、申請を受け付けている国の月次支援金等に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。
※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- □ 8～10月分の国の月次支援金(中小法人等:上限20万円/月　個人事業者等:上限10万円/月)
- □ 2021年8～10月までの休業・時短要請の対象である飲食店等や1,000㎡を超える施設への時短・休業協力支援金
- □ 道の特別支援金C（中小法人等:20万円　個人事業者等:10万円）

国の月次支援金

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

2021年の４月以降に実施された令和３年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に支援金が給付されるものです。

要件１	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
要件２	2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額	＝(2019年又は2020年の対象月の売上)－(2021年の対象月の月間売上) 【中小法人等】上限 ２０万円/月　【個人事業者等】上限 １０万円/月
申請受付期間	8月分　2021年9月1日～10月31日 9月分　2021年10月1日～11月30日 10月分(予定)　原則、対象月の翌月から２か月間受付

● 国の月次支援金事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ　URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口　TEL：0120-211-240　IP電話等からの相談：03-6629-0479（※通話料がかかります）

国の月次支援金が受給できないと判断される場合

申請受付開始（10月12日）後、道の特別支援金Cを申請いただくことが可能です（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の月次支援金(8～10月分)と道の特別支援金Cは、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】
・緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、協力支援金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往来の自粛による影響を受けたこと
・緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された2021年8月～10月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、措置の影響を受けて月間売上が前年または前々年同月と比較して30～50％未満減少していること
・月次支援金（国）を2021年8月～10月を対象月として申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
・道特別支援金Cの給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
・確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること
※なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します

【給付対象者】
・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者等
※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
※中小法人等の場合、 2021年10月現在履歴事項全部証明書の本店住所が道内に有していること
※個人事業者等の場合、本人確認書類の住所が道内に住所を有していること

【不給付要件】
1. 道特別支援金Cの給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の月次支援金の給付を受けた事業者
7. 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力支援金（2021年8月から2021年10月）の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
9. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象期間（2021年8月～10月）のいずれかの月の売上が、前年もしくは前々年の同月比で３０～５０％未満減少していることが要件となります。（※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること）

基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年8～10月、2020年8～10月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

＜基準年＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2020年度	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

３０～５０％未満減少

＜対象年＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	80	90	85	80	80	70	50	80	70	40	60	65

対象月

【前々年度で比較する場合】

＜基準年＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

３０～５０％未満減少

＜対象年＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	75	80	85	80	60	90	50	80	70	40	60	65

対象月

※対象月の**いずれかの月が**３０～５０％未満減少していれば対象となります。
※個人事業者等で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、**確定申告済の年間事業収入を１２で割った額**を月額売上とみなします。
例）2019年事業収入1200万÷12＝月額売上高100万

道特別支援金の申請手順

電子申請の場合

1 専用申し込みサイトにアクセス

郵送申請の場合

1 申請書類を入手
・道庁HPからダウンロード
・（総合）振興局や道内の各市町村で入手

2 申請内容の入力（記入）・確認を実施
①申請者基本情報　②売上額　③振込口座情報

3 必要書類を添付

①基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え
・確定申告書別表一
・法人事業概況説明書

② 対象期間で、対前年または前々年同月比 で売上が減少している月（対象月）の月間事業収入がわかる書類（各月の売上台帳等）

③（法人）履歴事項全部証明書

※申請時から3か月以内に発行されたものに限ります。
※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。
※登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。

（個人）本人確認書類

④通帳の写し

⑤宣誓・同意書

⑥その他事務局が必要と認める書類

※1　収受日付印が押されている必要があります。(e-Taxの場合には受付日時が印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」 が必要となります)

※2　本人確認書類、履歴事項全部証明書および申請済の道特別支援金と同一年の確定申告書類等については、別区分の道特別支援金に申請済の場合は省略することが可能です。

※3　通帳の写しについては、下記①、②いずれかに該当する場合省略が可能です。
① 「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」を受給済の場合（支給通知書の提出が必要です。）
② 別区分の道特別支援金を受給済の場合　（支給通知書の提出は不要です。）

申請

申請内容に不備がなければ、審査完了後ご登録の口座に入金

（1枚目/記入例）

道特別支援金申請書

令和　　年　　月　　日

北海道知事　鈴木　直道　様

〈ご確認ください〉
1. 本支援金Aは国の一時支援金、B・Cは国の月次支援金の受給
2. 時短や休業要請の対象である飲食店等は、協力の有無や支援

申請チェックは必ず記入してください。
複数区分まとめて申請を希望される場合は
複数チェックをつけてください。

上記事項を確認の上、道特別支援金の給付を申請します。

【A・B・C共通】

申請者の情報					
申請チェック	☐ Aを申請する（対象月：2020年11月～2021年3月）	☑ Bを申請する（対象月：2021年4月～2021年7月）	☑ Cを申請する（対象月：2021年8月～2021年10月）		
	A・B・Cをまとめて申請希望される場合は、上記に複数チェックをつけてください。				
本社・本店所在地	〒 060-0003 札幌市中央区北3条西6丁目1-1				
申請事業者名（法人名又は屋号及び個人事業者等氏名）	フリガナ	カブシキガイシャ　ホッカイドウチョウ			
	法人名又は屋号	株式会社　北海道庁			
	代表者役職	代表取締役社長			
	フリガナ	ホッカイ		タロウ	
	代表者名	姓 北海		名 太郎	
申請者の種別	選択 ☑ 法人	法人番号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
	選択 ☐ 個人事業者等	個人事業者等の自宅住所 ※上記所在地と異なる場合	〒 ご自宅の住所を記載された場合、支給通知書の発送先はご自宅の住所となります。		
		生年月日	西暦　　年　　月　　日		
担当者名	所属	総務部総務課	フリガナ 氏名	ホッカイ　ジロウ 姓 北海　名 次郎	
連絡先	E-mail	▲▲▲▲▲▲▲▲▲	@ ●●●.co.jp		
	固定電話	011-●●●-△△△△	携帯電話	090-▲▲▲▲-■■■■	
事業概要	従業員数	正社員 10人	パート・アルバイト　人	資本金・出資金	5000000 円
	設立年月日	西暦 2002 年 4 月 10 日		決算月 ※法人の場合	3 月
	業種	760	従来営業時間（24時間表記）※業種が飲食店の場合のみ	10：00 ～ 20：00	
	以下3項目は、任意記載欄となります。可能な限り、ご記載にご協力くださいますようお願い申し上げます。				
	店舗（事業所）面積	200 ㎡	年商	20 百万円	ホームページURL※ある場合 http:■■▲▲.com

【口座振り替えの申し出】
北海道から支払われる道特別支援金については、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

どちらかを記入									
		申請状況にチェックを入れ通知書番号を記入いただいた場合は金融機関の記入は不要です。							
申請状況	☐ 「休業協力・感染リスク低減支援金」で申請した口座を指定します。（通知書番号　）								
	☐ 「経営持続化臨時特別支援金」で申請した口座を指定します。（通知書番号　）								
	☐ 「受給済の道特別支援金」と同一の口座を指定します。（通知書番号　）								
金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・協同組合	北海	店名	北3条	本店・支店	預金種目	普通・当座・（　）	口座番号（右詰めで記入）	● ● ● ● ● ● ●
	金融機関コード（※）	● ● ● ●	店番号	● ● ●				（※）金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。	
口座名義人（カナ）	カ）ホツカイドウチヨウ								

※　口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。
（注）ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。
※　必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）
（注）裏面にも記載事項があります。

（2枚目/記入例）

飲食店の場合のみ、飲食店情報をご記入ください。

※店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。以下項目は代表1店舗分をご記入ください。

飲食店情報	業種が飲食店（760）の場合のみ記入	店舗名	カフェ　北海道庁
		店舗住所	●●市●●区南●条東●丁目1-1
		酒類提供有無	酒類提供　☐ 有　☑ 無　※該当するほうにチェックをいれてください。

【A・B・C共通記入／要件1】

要件1※いずれかをチェック

①時短対象飲食店等との取引

☐ 時短対象飲食店等（※）との**直接**取引がある事業者

A:は2020年11月～2021年3月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の**札幌市内**飲食店、
B:は2021年4月～7月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の**道内**飲食店、Cは2021年8月～10月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の道内飲食店を記入

主な取引飲食店名			
店舗住所			
主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他（　　）

☐ 時短対象飲食店等との**間接**取引（商品・サービスの納入）がある事業者

納入する事業者名			
納入先の事業者住所			
主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他（　　）

②外出・往来の自粛による影響

☑ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者

主な理由	☑ 商品提供の減少で売上減少	☐ サービス提供減少で売上減少	☐ その他（　　）

☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者

主な理由	☐ 商品提供の減少で売上減少	☐ サービス提供減少で売上減少	☐ その他（　　）

要件1に係る保存資料

☑ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存

要件2については1枚目の申請チェックでチェックを付けた区分に対し記入ください。

【A・B・C申請希望箇所に記入／要件2】

【Aを申請する場合】

Aを申請する場合はこちらを記入

基準月			（円）	対象月	（円）	減少率
		2019. 11		2020. 11		
		2019. 12		2020. 12		
2019. 01		2020. 01		2021. 01		%
2019. 02		2020. 02		2021. 02		
2019. 03		2020. 03		2021. 03		

Aは対象月（2020年11月～2021年3月）の月売上が対前年もしくは前々年同月比で**50%以上減少**していること

【Bを申請する場合】

Bを申請する場合はこちらを記入

基準月			（円）	対象月	（円）	減少率
2019. 04		2020. 04		2021. 04		
2019. 05		2020. 05		2021. 05		
2019. 06		2020. 06		2021. 06		30 %
2019. 07	1,000,000	2020. 07		2021. 07	700,000	

Bは対象月（2021年4月～2021年7月）の月売上が対前年もしくは前々年同月比で**30%以上50%未満減少**していること

【Cを申請する場合】】

Cを申請する場合はこちらを記入

基準月			（円）	対象月	（円）	減少率
2019. 08		2020. 08		2021. 08		
2019. 09	1,000,000	2020. 09		2021. 09	600,000	40 %
2019. 10		2020. 10		2021. 10		

Cは対象月（2021年8月～2021年10月）の月売上が対前年もしくは前々年同月比で**30%以上50%未満減少**していること

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

☑ 確定申告書　☑ 売上台帳　☑ 宣誓・同意書　☐ 本人確認書類（個人のみ）
☑ 履歴事項全部証明書（法人のみ）　☑ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた１、２ページ）

申請に当たり、下記宣誓・同意を必ず確認し、サインもしくは押印の上、申請を行ってください。
※下記日付は受付開始日（特別支援金Aは令和3年4月1日以降、特別支援金Bは令和3年7月2日以降、特別支援金Cは令和3年10月12日以降）の日付を記載してください。

様式１

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第８条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から１５までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

1　給付要件を満たしていること
2　本要領第６条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等に虚偽のないこと
3　暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
4　特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5　本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により５年間保存すること
6　特別支援金Ａの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Ｂ及び特別支援金Ｃの場合は、それぞれの対象期間内において緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
7　知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和２年（2020年）11月から令和３年（2021年）２月（特別支援金Ｂの場合は、令和３年（2021年）４月から令和３年（2021年）７月、特別支援金Ｃの場合は令和３年（2021年）８月から令和３年（2021年）10月）は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
8　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること
9　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第１２条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
10　無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第１２条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
11　提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
12　業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
13　新北海道スタイルの取組を実践していること
14　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
15　本要領に従うこと

令和　　年　　月　　日

法人名（法人の場合）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類コード表

申請時の業種については、下図日本標準産業分類コードを参照し、該当するコードを記入してください。

大分類	中分類		大分類	中分類	
A 農業，林業	010	農業	I 卸売業，小売業	500	各種商品卸売業
	020	林業		510	繊維・衣服等卸売業
B 漁業	030	漁業（水産養殖業を除く）		520	飲食料品卸売業
	040	水産養殖業		530	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業，採石業，砂利採取業	050	鉱業，採石業，砂利採取業		540	機械器具卸売業
D 建設業	060	総合工事業		550	その他の卸売業
	070	職別工事業（設備工事業を除く）		560	各種商品小売業
	080	設備工事業		570	織物・衣服・身の回り品小売業
E 製造業	090	食料品製造業		580	飲食料品小売業
	100	飲料・たばこ・飼料製造業		590	機械器具小売業
	110	繊維工業		600	その他の小売業
	120	木材・木製品製造業（家具を除く）		610	無店舗小売業
	130	家具・装備品製造業	J 金融業，保険業	620	銀行業
	140	パルプ・紙・紙加工品製造業		630	協同組織金融業
	150	印刷・同関連業		640	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
	160	化学工業		650	金融商品取引業，商品先物取引業
	170	石油製品・石炭製品製造業		660	補助的金融業等
	180	プラスチック製品製造業		670	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
	190	ゴム製品製造業	K 不動産業，物品賃貸業	680	不動産取引業
	200	なめし革・同製品・毛皮製造業		690	不動産賃貸業・管理業
	210	窯業・土石製品製造業		700	物品賃貸業
	220	鉄鋼業	L 学術研究，専門・技術サービス業	710	学術・開発研究機関
	230	非鉄金属製造業		720	専門サービス業（他に分類されないもの）
	240	金属製品製造業		730	広告業
	250	はん用機械器具製造業		740	技術サービス業（他に分類されないもの）
	260	生産用機械器具製造業	M 宿泊業，飲食サービス業	750	宿泊業
	270	業務用機械器具製造業		760	飲食店
	280	電子部品・デバイス・電子回路製造業		770	持ち帰り・配達飲食サービス業
	290	電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業，娯楽業	780	洗濯・理容・美容・浴場業
	300	情報通信機械器具製造業		790	その他の生活関連サービス業
	310	輸送用機械器具製造業		800	娯楽業
	320	その他の製造業	O 教育，学習支援業	810	学校教育
F 電気・ガス・熱供給・水道業	330	電気業		820	その他の教育，学習支援業
	340	ガス業	P 医療，福祉	830	医療業
	350	熱供給業		840	保健衛生
	360	水道業		850	社会保険・社会福祉・介護事業
G 情報通信業	370	通信業	Q 複合サービス事業	860	郵便局
	380	放送業		870	協同組合（他に分類されないもの）
	390	情報サービス業	R サービス業（他に分類されないもの）	880	廃棄物処理業
	400	インターネット附随サービス業		890	自動車整備業
	410	映像・音声・文字情報制作業		900	機械等修理業
H 運輸業，郵便業	420	鉄道業		910	職業紹介・労働者派遣業
	430	道路旅客運送業		920	その他の事業サービス業
	440	道路貨物運送業		930	政治・経済・文化団体
	450	水運業		940	宗教
	460	航空運輸業		950	その他のサービス業
	470	倉庫業		960	外国公務
	480	運輸に附帯するサービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）	970	国家公務
	490	郵便業（信書便事業を含む）		980	地方公務
			T 分類不能の産業	000	分類不能の産業

特別支援金Aの場合

	中小法人等	個人事業者等	
		青色申告をしている	白色申告をしている
道特別支援金申請書	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
確定申告書別表一の控え　※1 法人事業概況説明書（表面・裏面）※1	○		
確定申告書第一表の控え※1		○	○
所得税青色申告決算書の控え※1 （一般の場合のみ）		○	
売上台帳（対象月　2020年11月~2021年3月のうちいずれかの月）	○	○	○
履歴事項全部証明書　※２ （申請時から3か月以内に発行されたもの）	○		
本人確認書類（有効期限内のもの、申請時から3か月以内に発行されたもの）　※3		○	○
通帳の写し　※3	○	○	○
（飲食店の場合のみ） 飲食店（喫茶店）営業許可証　※２	○	○	○

・※1については、既に申請済みの別区分の道特別支援金と同一年を基準年とする場合に限り、省略することができます。
・※2については、別区分の道特別支援金に申請済の場合は省略することが可能です。
・※3については、下記①、②いずれかに該当する場合省略が可能です。
　①「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」を受給済の場合（支給通知書の提出が必要です。）
　②別区分の道特別支援金を受給済の場合　（支給通知書の提出は不要です。）
・その他事務局より追加で書類の提出を求めることがあります。

特別支援金Bの場合

	中小法人等	個人事業者等	
		青色申告をしている	白色申告をしている
道特別支援金申請書	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
確定申告書別表一の控え　※1 法人事業概況説明書（表面・裏面）※1	○		
確定申告書第一表の控え※1		○	○
所得税青色申告決算書の控え※1 （一般の場合のみ）		○	
売上台帳（対象月　2021年4月~2021年7月のうちいずれかの月）	○	○	○
履歴事項全部証明書　※２ （申請時から3か月以内に発行されたもの）	○		
本人確認書類（有効期限内のもの、申請時から3か月以内に発行されたもの）　※3		○	○
通帳の写し　※3	○	○	○
（飲食店の場合のみ） 飲食店（喫茶店）営業許可証　※２	○	○	○

・※1については、既に申請済みの別区分の道特別支援金と同一年を基準年とする場合に限り、省略することができます。
・※2については、別区分の道特別支援金に申請済の場合は省略することが可能です。
・※3については、下記①、②いずれかに該当する場合省略が可能です。
　①「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」を受給済の場合（支給通知書の提出が必要です。）
　②別区分の道特別支援金を受給済の場合　（支給通知書の提出は不要です。）
・その他事務局より追加で書類の提出を求めることがあります。

特別支援金Cの場合

	中小法人等	個人事業者等	
		青色申告をしている	白色申告をしている
道特別支援金申請書	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
確定申告書別表一の控え　※1 法人事業概況説明書（表面・裏面）※1	○		
確定申告書第一表の控え※1		○	○
所得税青色申告決算書の控え※1 （一般の場合のみ）		○	
売上台帳（対象月　2021年8月~2021年10月のうちいずれかの月）	○	○	○
履歴事項全部証明書　※２ （申請時から3か月以内に発行されたもの）	○		
本人確認書類（有効期限内のもの、申請時から3か月以内に発行されたもの）　※3		○	○
通帳の写し　※3	○	○	○
（飲食店の場合のみ） 飲食店（喫茶店）営業許可証　※２	○	○	○

・※1については、既に申請済みの別区分の道特別支援金と同一年を基準年とする場合に限り、省略することができます。
・※2については、別区分の道特別支援金に申請済の場合は省略することが可能です。
・※3については、下記①、②いずれかに該当する場合省略が可能です。
　①「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」を受給済の場合（支給通知書の提出が必要です。）
　②別区分の道特別支援金を受給済の場合　（支給通知書の提出は不要です。）
・その他事務局より追加で書類の提出を求めることがあります。

中小法人等の場合

個人事業者等の場合

中小法人等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります

①	確定申告書等の控え	基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え ・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（表面・裏面） 【注意事項】 ※所轄税務署に提出済のもの （収受印が押印されているものに限る） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細）」が別途必要となります。 （既に別区分の道特別支援金を申請済の場合、申請済の同一年を基準年とする場合に限り、省略が可能です。）
②	売上台帳	・2020年11月～2021年３月の月単位の売上がわかる書類（支援金A） ・2021年４月～2021年７月の月単位の売上がわかる書類（支援金B） ・2021年８月～2021年10月の月単位の売上がわかる書類（支援金C） （売上台帳等） ※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。 ※日別・項目別等の詳細情報は不要です。
③	履歴事項全部証明書	申請時から3か月以内に発行されたものに限ります。 （別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、提出の省略が可能です。）
④	通帳の写し	通帳の表紙および見開きページ（以下の情報が確認できるもの） • 金融機関コード • 支店コード • 口座種別 • 口座番号 • 口座名義人カナ表記 ※「休業協力・感染リスク低減支援金」「経営持続化臨時特別支援金」の受給者又は「別区分の道特別支援金」の受給者は省略が可能です。 （上記支援金と同じ振込先とする場合） ※省略する場合、上記支援金支給通知書を提出すること。 （別区分の道特別支援金を既に受給済の場合は通知書の提出は不要です。）
⑤	宣誓・同意書	事務局が定める様式
⑥	飲食店（喫茶店）営業許可証	申請者が飲食店の場合のみ添付 （別区分の道特別支援金を申請済の場合は提出不要です。）
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

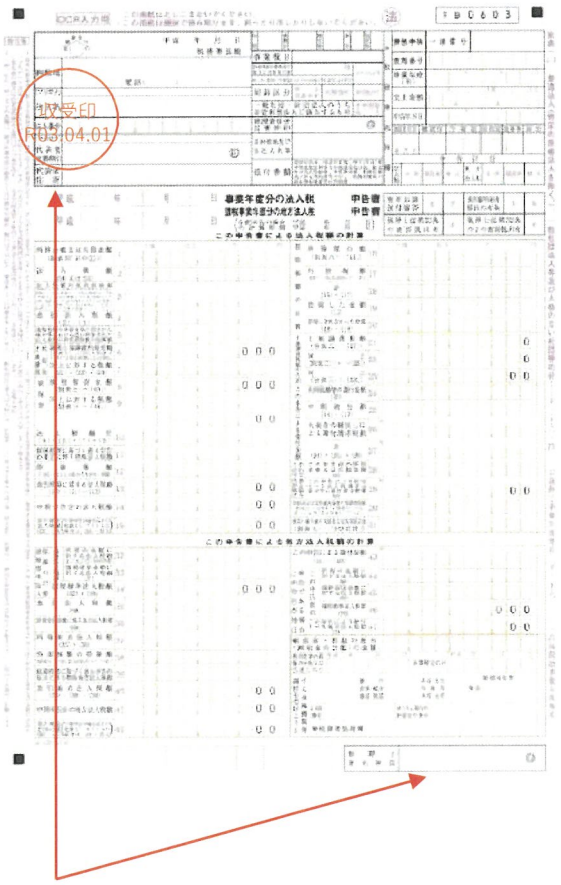
①確定申告書類

基準月を含む（2019年又は2020年）確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書（２枚）

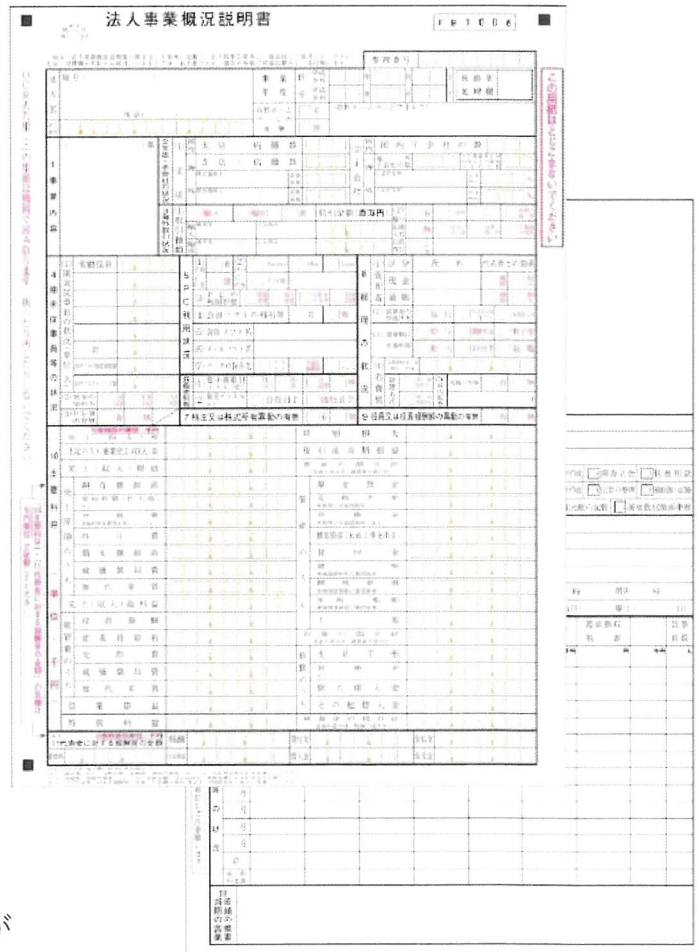
※ 収受日付印（税理士のサイン/押印）が押されている必要があります。

※ e-Tax等を通じて申告を行っている場合は、次ページを参照してください
（別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、申請済の同一年を基準年とする場合に限り、省略が可能です。）

【確定申告書別表一の控え】



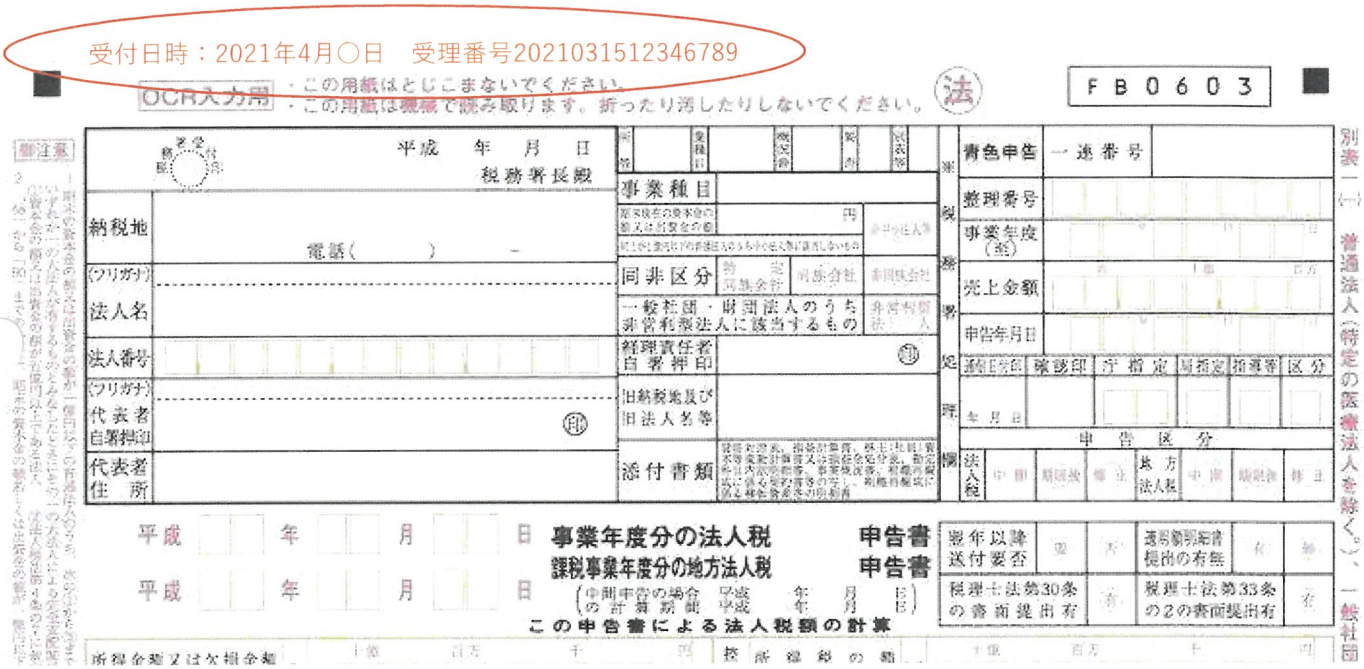
【法人事業概況説明書の控え】



※収受印、もしくは税理士のサイン・押印があるもの

①確定申告書類

電子申告の場合は確定申告上部に受付日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。


受付日時：2021年4月〇日　受理番号2021031512346789

OCR入力用　・この用紙はとじこまないでください。
・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法　FB0603

平成　年　月　日
税務署長殿

納税地	電話(　　)　－
(フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者自署押印	㊞
代表者住所	
事業種目	
同非区分	特定同族会社　同族会社　非同族会社
一般社団・財団法人のうち非営利型法人に該当するもの	非営利型法人
経理責任者自署押印	㊞
旧納税地及び旧法人名等	
添付書類	

青色申告	一連番号
整理番号	
事業年度(至)	
売上金額	
申告年月日	

通信日付印	確認印	庁指定	局指定	指導等	区分
年月日					

申告区分								
法人税	中間	期限後	修正	地方法人税	中間	期限後	修正

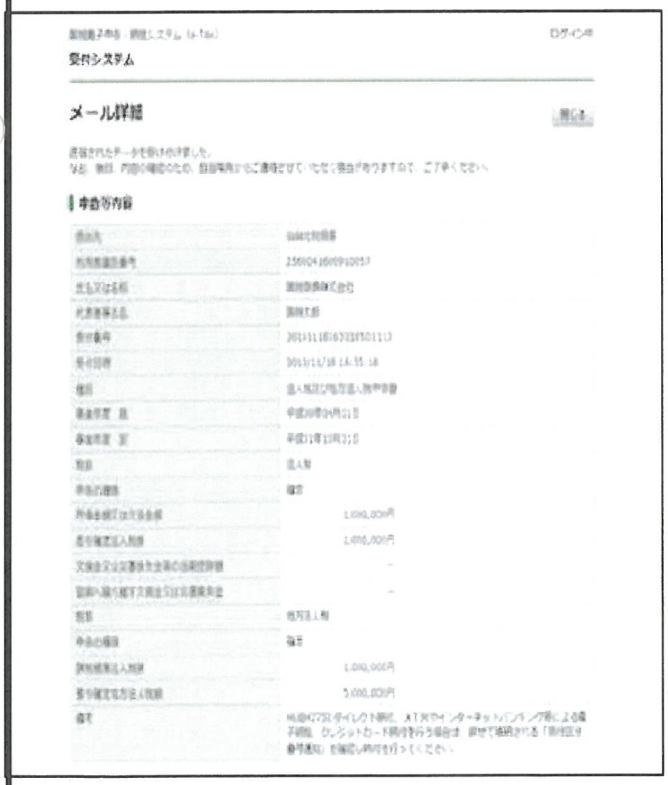
平成　年　月　日　事業年度分の法人税　申告書
平成　年　月　日　課税事業年度分の地方法人税　申告書
(中間申告の場合　平成　年　月　日)
(の計算期間　平成　年　月　日)
この申告書による法人税額の計算

翌年以降送付要否	要　否
通算制度届出の有無	有　無
税理士法第30条の書面提出有	有
税理士法第33条の2の書面提出有	有

所得金額又は欠損金額　千　百万　千　円
法人税額の計　千　百万　千　円

別表一(一)　普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団

メール受信通知　サンプル


受付システム

メール詳細

申告等内容

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目（法人税及び地方法人税申告書）が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

②対象月の売上がわかる書類等

【支援金Aの場合】対象月（2020年11月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

【支援金Bの場合】対象月（2021年4月～2021年7月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

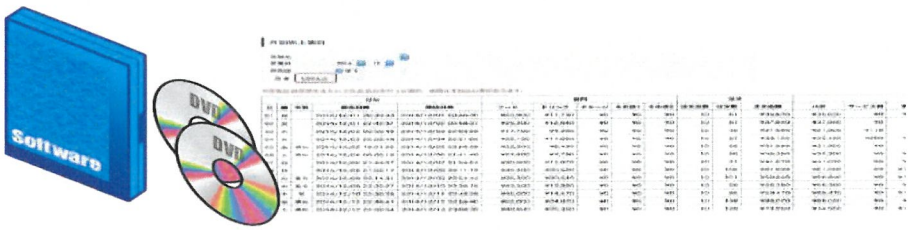
【支援金Cの場合】対象月（2021年8月～2021年10月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。

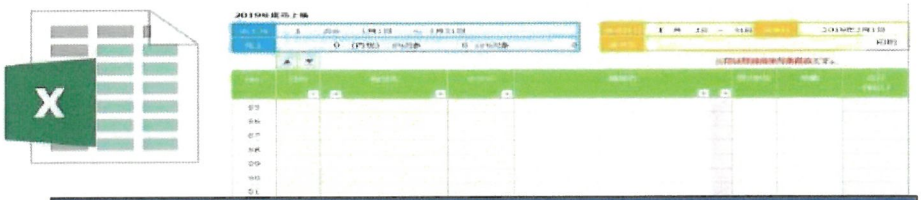
※手書きの売上帳等のコピーでも問題ありません。
（事業者名、および年月が明確に記載されていること）。

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

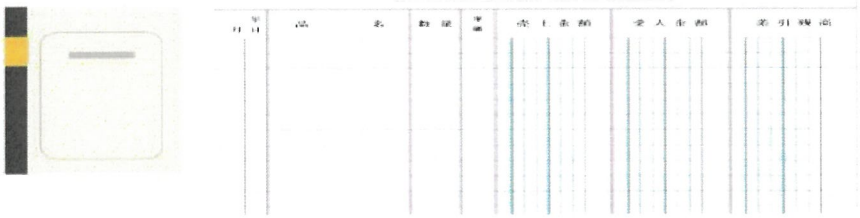
経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上帳のコピーなど



pdf、jpg、png形式で出力したデータで提出してください。

③履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を提出してください。

・申請時から3か月以内に発行されたものに限ります。

※別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、提出を省略できます。

※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。**（登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。）**

履歴事項全部証明書

○○県○○市○○町 123-4
株式会社□□
会社法人等番号　１１１１－２２－３３３３３３

商号	株式会社□□
本店	○○県○○市○○町 1-23-4
公告をする方法	当会社の広告は、官報に記載して行う。
会社の成立の年月日	平成■■年■月■日
目的	1．□□の卸し及び販売 2．上記の附帯する一切の事業
発行可能株式総数	10 万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 100 株
資本金の額	金 100 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡するには、取締役の過半数の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役　　田 中 太 郎
	取締役　　鈴 木 次 郎
	○○県○○市○○町 1-1 代表取締役　　田 中 太 郎
登記記録に関する 事項	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成○○年○月○日
○○地方法務局○○支局

登記官　●●　●●

ハンコ

登記番号 ア４４４４４４　＊　下線のあるものは注意事項であることを示す　1／1

④通帳の写し

法人名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。（法人の代表者名義も可）
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

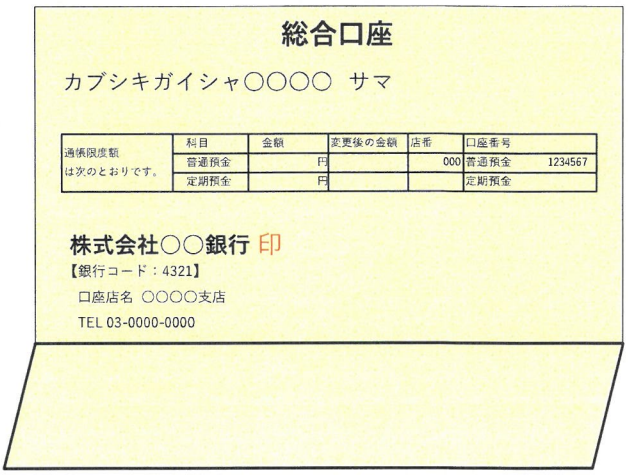
※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

※ 省略についてはP.31をご覧ください。

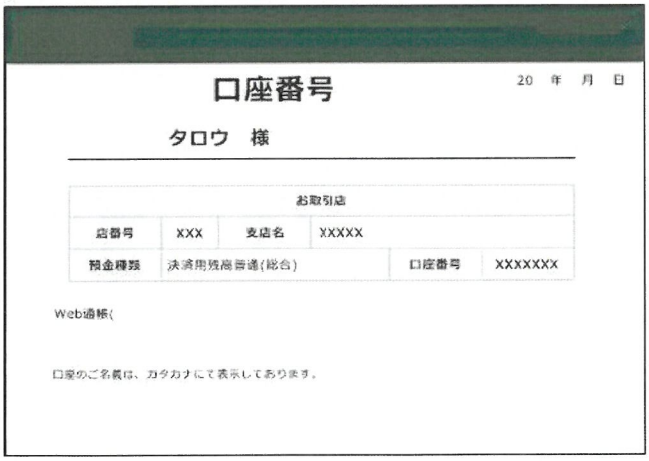
通帳のオモテ面



通帳を開いた１･2ページ目



電子通帳　画面コピー



！！ご注意ください！！

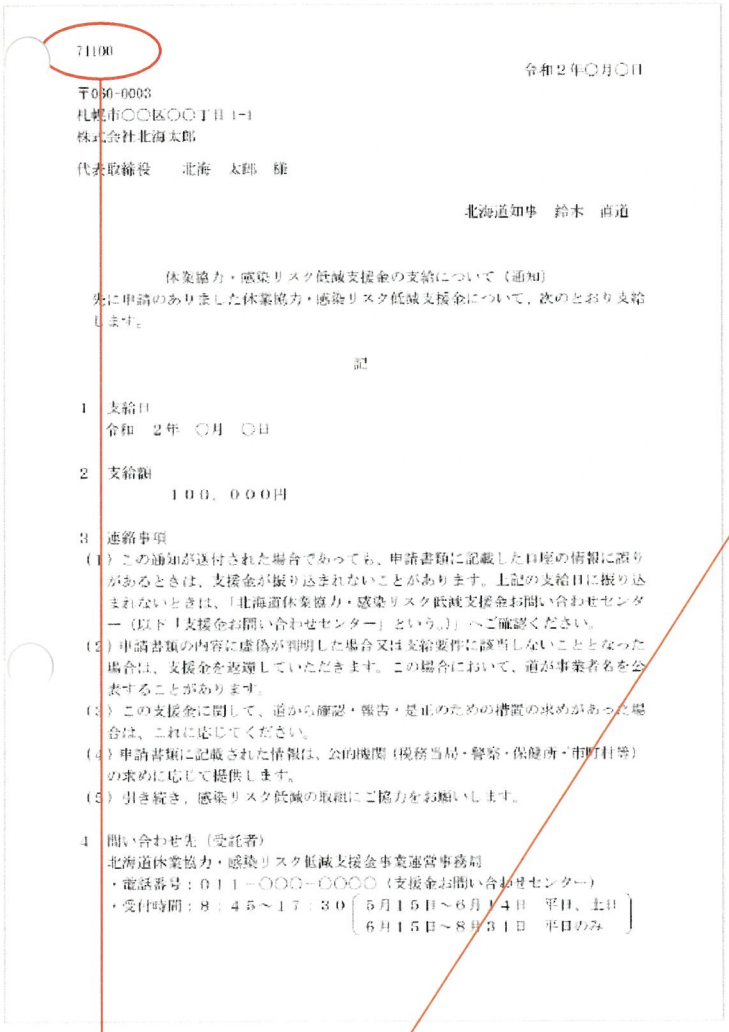
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が１つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

④通帳の写し-省略する場合

昨年度北海道が実施した「休業協力・感染リスク低減支援金」、「経営持続化臨時特別支援金」又は別区分の道特別支援金を受給済で、当該申請で使用した口座を指定する場合は、口座を指定するどちらかの支給通知書の写しをご提出ください。

※別区分の道特別支援金を既に受給済で、支援金を新たに申請する場合は、通知書の提出は不要です。

【休業協力・感染リスク低減支援金通知書】



71100

令和２年○月○日

〒060-0003
札幌市○○区○○丁目1-1
株式会社北海太郎

代表取締役　北海　太郎　様

北海道知事　鈴木　直道

休業協力・感染リスク低減支援金の支給について（通知）

先に申請のありました休業協力・感染リスク低減支援金について，次のとおり支給します。

記

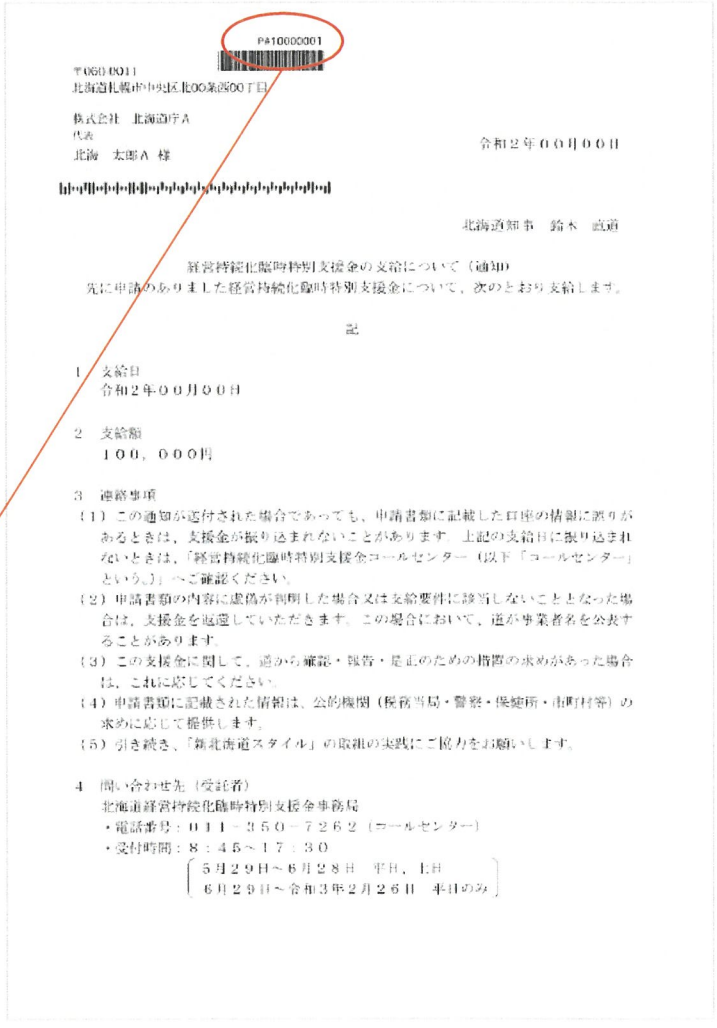
1　支給日
令和　２年　○月　○日

2　支給額
１００，０００円

3　連絡事項
（1）この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター（以下「支援金お問い合わせセンター」という。）」へご確認ください。
（2）申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
（3）この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
（4）申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
（5）引き続き、感染リスク低減の取組にご協力をお願いします。

4　問い合わせ先（受託者）
北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局
・電話番号：０１１－○○○－○○○○（支援金お問い合わせセンター）
・受付時間：８：４５～１７：３０　〔５月１５日～６月１４日　平日、土日／６月１５日～８月３１日　平日のみ〕

【経営持続化臨時特別支援金通知書】



PA10000001

〒060-0011
北海道札幌市中央区北00条西00丁目

株式会社　北海道庁A
代表
北海　太郎A　様

令和２年００月００日

北海道知事　鈴木　直道

経営持続化臨時特別支援金の支給について（通知）

先に申請のありました経営持続化臨時特別支援金について、次のとおり支給します。

記

1　支給日
令和２年００月００日

2　支給額
１００，０００円

3　連絡事項
（1）この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「経営持続化臨時特別支援金コールセンター（以下「コールセンター」という。）」へご確認ください。
（2）申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
（3）この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
（4）申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
（5）引き続き、「新北海道スタイル」の取組の実践にご協力をお願いします。

4　問い合わせ先（受託者）
北海道経営持続化臨時特別支援金事務局
・電話番号：０１１－３５０－７２６２（コールセンター）
・受付時間：８：４５～１７：３０
〔５月２９日～６月２８日　平日、土日／６月２９日～令和３年２月２６日　平日のみ〕

各通知書左上に記載されている通知No.を申請の際に記入してください。

⑤宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- 法人名をご記載ください
- 代表者の氏名を**自署（ゴム印不可）**でご記載ください

様式１

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第８条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から１５までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

1　給付要件を満たしていること
2　本要領第６条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等に虚偽のないこと
3　暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
4　特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5　本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により５年間保存すること
6　特別支援金Ａの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Ｂ及び特別支援金Ｃの場合は、それぞれの対象期間内において緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
7　知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和２年（2020年）11月から令和３年（2021年）２月（特別支援金Ｂの場合は、令和３年（2021年）４月から令和３年（2021年）７月、特別支援金Ｃの場合は令和３年（2021年）８月から令和３年（2021年）10月）は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
8　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること
9　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第１２条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
10　無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第１２条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
11　提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
12　業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
13　新北海道スタイルの取組を実践していること
14　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
15　本要領に従うこと

令和　　年　　月　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

ゴム印不可

⑥飲食店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、**飲食店（喫茶店）営業許可証**のコピーを提出してください。
※複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。
※別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、提出を省略できます。

営 業 許 可 証

札保食許可（食）　　第　●●　号
業種別番号（　飲食店　）　第　●●　号

申請事業者、もしくは代表者名であること
第三者の名称および事業者名で取得されている場合は、別途関係性が分かる書類の提出を求める場合があります。

営業者氏名　　北海　太郎

1.この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

申請日時点で有効期限を超過していないもの

2.営業所の所在地　　○○○○

3.営業所の名称等　　○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成●年●月●日申請のあった・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成●年（20●●年）●月○日

中小法人等の場合

個人事業者等の場合

個人事業者等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります

①	確定申告書等の控え	基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え ◆青色申告（一般）の場合 ・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え ◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合 ・確定申告書第一表の控え 【注意事項】 ※所轄税務署に提出済のもの （収受印が押印されているものに限る） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細)」 が別途必要となります。 ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書（その２所得金額用）」を付属書類として、ご提出ください。 （既に別区分の道特別支援金を申請済の場合、申請済の同一年を基準年とする場合に限り、省略が可能です。）
②	売上台帳	・2020年11月～2021年３月の月単位の売上がわかる書類（支援金A） ・2021年４月～2021年７月の月単位の売上がわかる書類（支援金B） ・2021年８月～2021年10月の月単位の売上がわかる書類（支援金C） （売上台帳等） ※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。 ※日別・項目別等の詳細情報は不要です。
③	本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等 ※有効期限内のもの ※「休業協力・感染リスク低減支援金」「経営持続化臨時特別支援金」の受給者又は別区分の「道特別支援金」の申請者は省略することができます ※省略する場合、別途上記支援金支給通知書を提出すること。 （別区分の道特別支援金を既に申請済の場合は通知書の提出は不要です。）
④	通帳の写し	通帳の表紙および見開きページ（以下の情報が確認できるもの） • 金融機関コード • 支店コード • 口座種別 • 口座番号 • 口座名義人カナ表記 ※「休業協力・感染リスク低減支援金」「経営持続化臨時特別支援金」、又は「別区分の道特別支援金」の受給者は省略が可能です。 （上記支援金と同じ振込先とする場合） ※省略する場合、上記支援金支給通知書を提出すること。 （別区分の道特別支援金を既に受給済の場合は通知書の提出は不要です。）
⑤	宣誓・同意書	事務局が定める様式
⑥	飲食店（喫茶店）営業許可証	申請者が飲食店の場合のみ添付 （別区分の道特別支援金を申請済の場合は提出不要です。）
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

①確定申告書類

基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控えが必要になります。

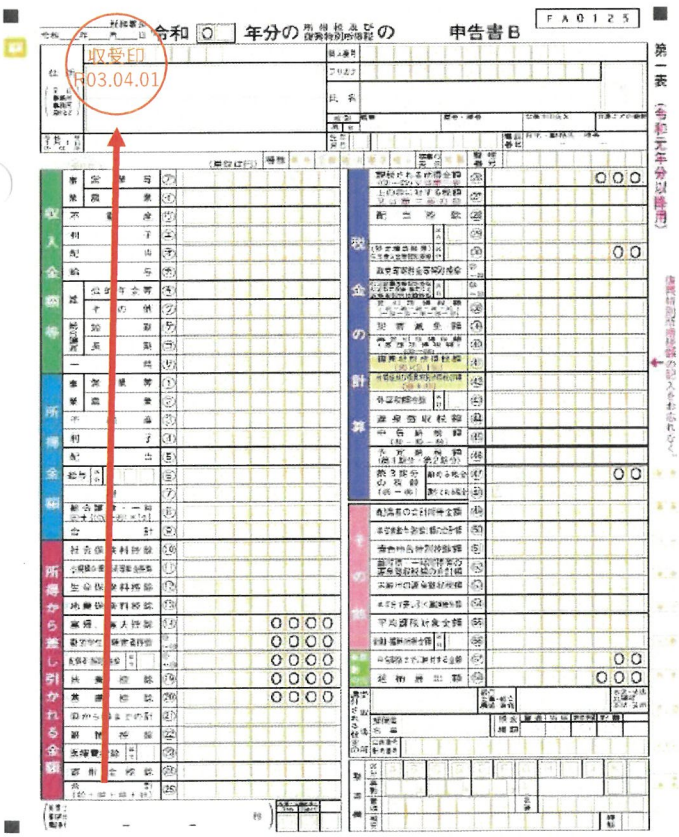
◆青色申告（一般）の場合
- ・確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書の控え

◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合
- ・確定申告書第一表の控え

※ 収受日付印が押されている必要があります。
※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。
※ 収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合は、「納税証明書（その２）所得金額用」を付属書類としてご提出ください。

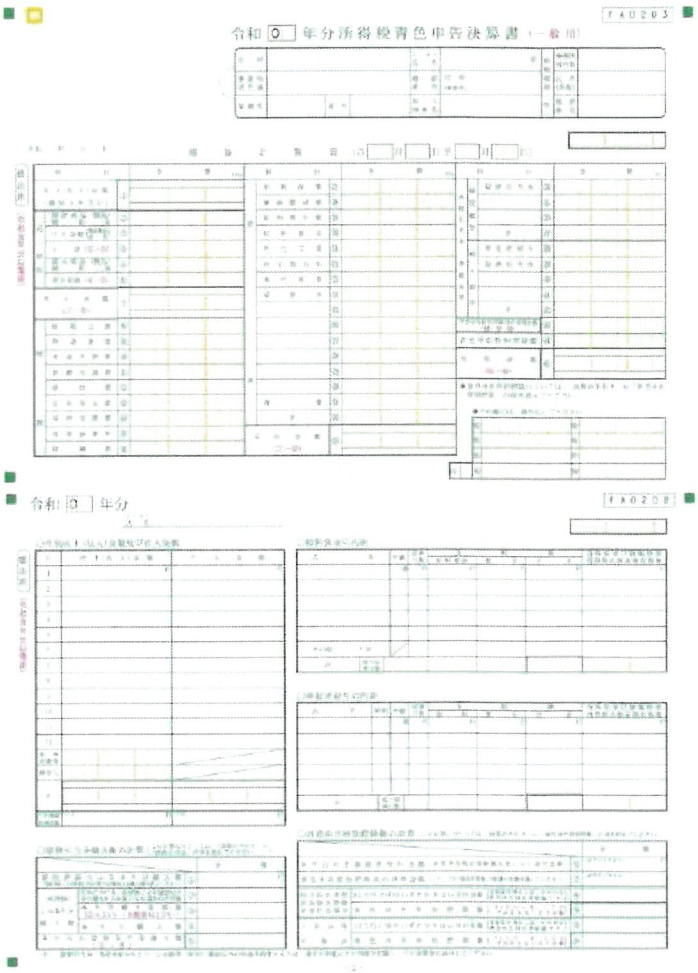
※既に別区分の道特別支援金を申請済の場合、申請済の同一年を基準年とする場合に限り、提出を省略できます。
※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していなければなりません（**不動産収入は対象外**）

【確定申告書第一表の控え】



※収受印があるもの

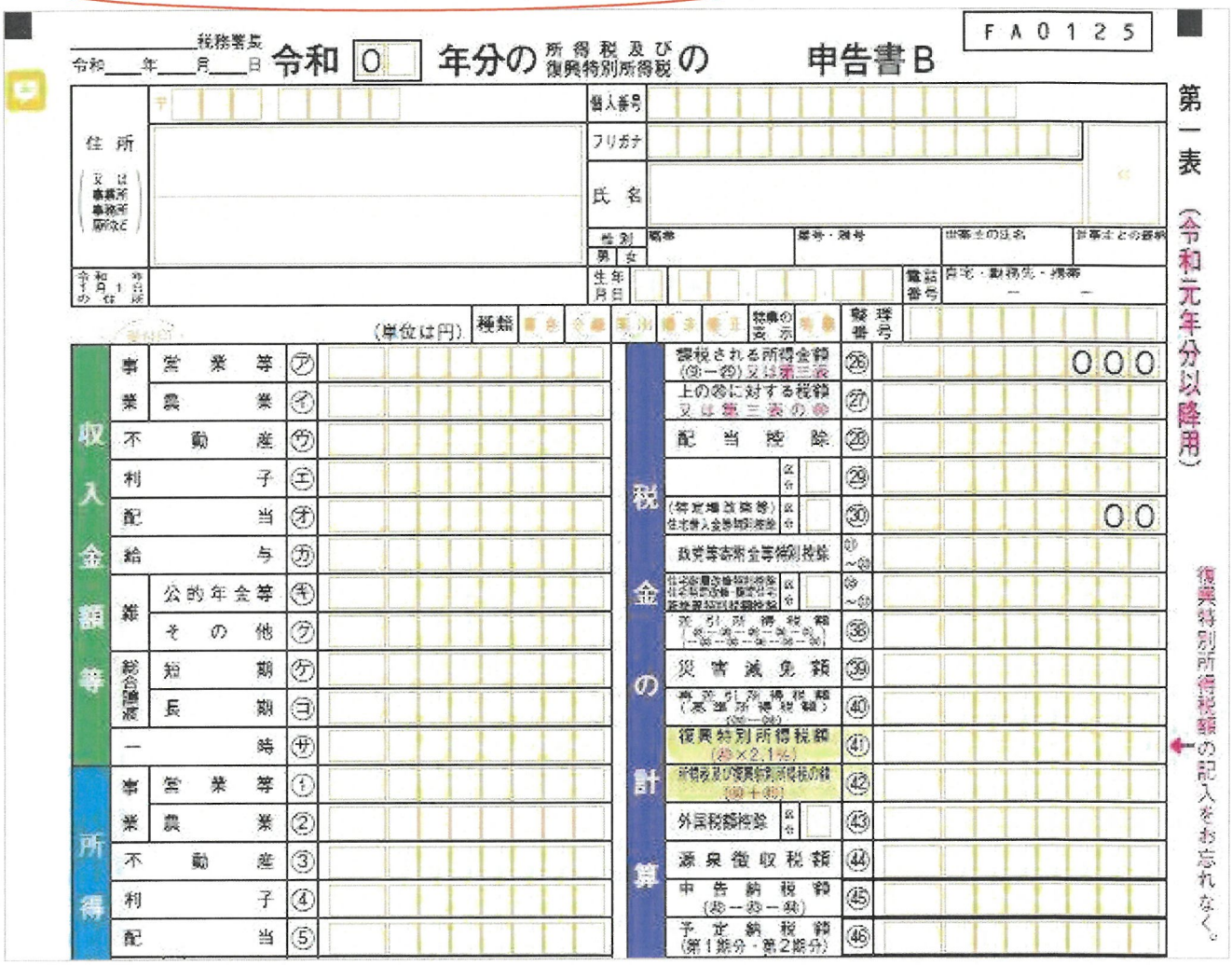
【所得税青色申告決算書の控え】



①確定申告書類

電子申告の場合は確定申告上部に受付日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

受付日時：2021年4月〇日　受付番号　202103151234678



令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書Ｂ　ＦＡ０１２５

第一表（令和元年分以降用）

収入金額等				所得金額		
事業	営業等	ア		事業	営業等	①
	農業	イ			農業	②
不動産		ウ		不動産		③
利子		エ		利子		④
配当		オ		配当		⑤
給与		カ				
雑	公的年金等	キ				
	その他	ク				
総合譲渡	短期	ケ				
	長期	コ				
一時		サ				

税金の計算			
課税される所得金額（㉔－㉕）又は第三表	㉖		000
上の㉖に対する税額又は第三表の㉖	㉗		
配当控除	㉘		
区分	㉙		
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分	㉚		00
政党等寄附金等特別控除	㉛～㉝		
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 区分	㉛～㉝		
差引所得税額（㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝）	㉞		
災害減免額	㉟		
再差引所得税額（基準所得税額）（㉞－㉟）	㊱		
復興特別所得税額（㊱×2.1%）	㊲		
所得税及び復興特別所得税の額（㊱＋㊲）	㊳		
外国税額控除 区分	㊴		
源泉徴収税額	㊵		
申告納税額（㊳－㊴－㊵）	㊶		
予定納税額（第1期分・第2期分）	㊷		

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

メール受信通知　サンプル



受付システム

メール詳細

申告等内容

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目（所得税及び復興特別所得税）が表示され、かつ申告等データが税務署に到達したことがわかるものを添付してください。

②月単位の売上がわかる書類等

【支援金Aの場合】対象月（2020年11月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

【支援金Bの場合】対象月（2021年4月～2021年7月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

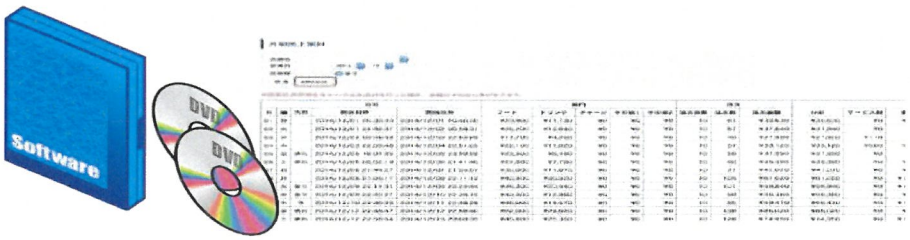
【支援金Cの場合】対象月（2021年8月～2021年10月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。

※手書きの売上帳等のコピーでも問題ありません。
（事業者名、および年月が明確に記載されていること）。

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします。

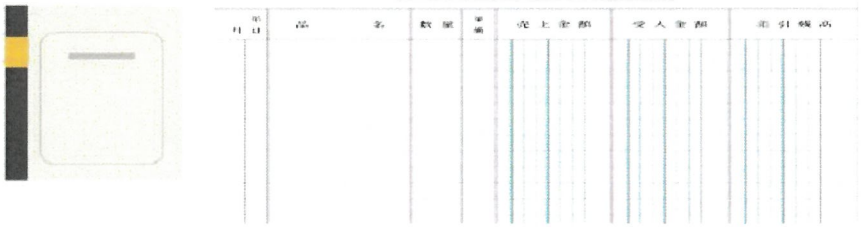
経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上帳のコピーなど



pdf、jpg、png形式で出力したデータで提出してください。

③本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

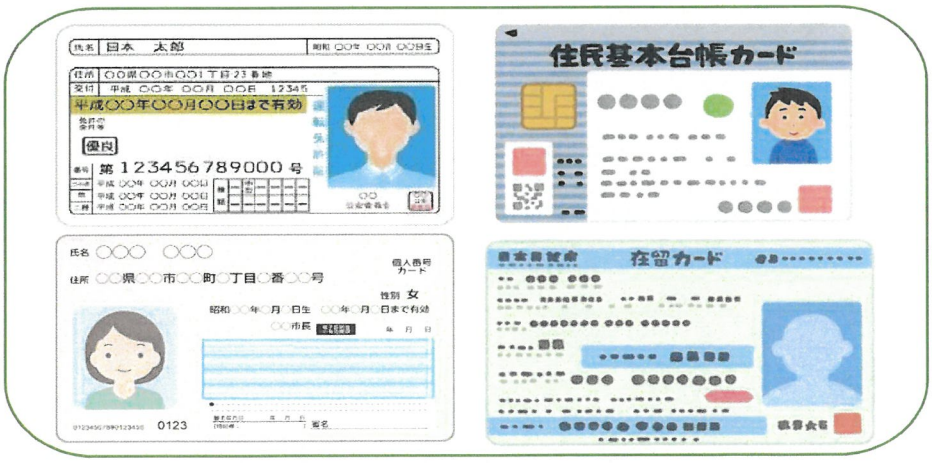
① 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
② マイナンバーカード（オモテ面のみ）
③ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
⑤ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）

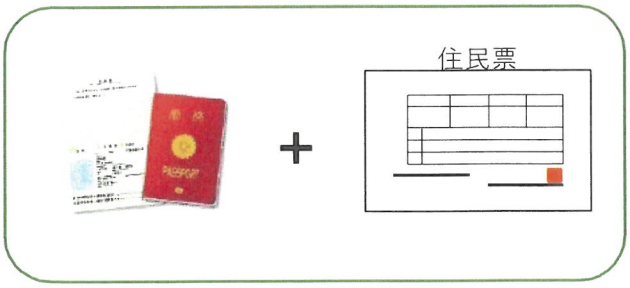
※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

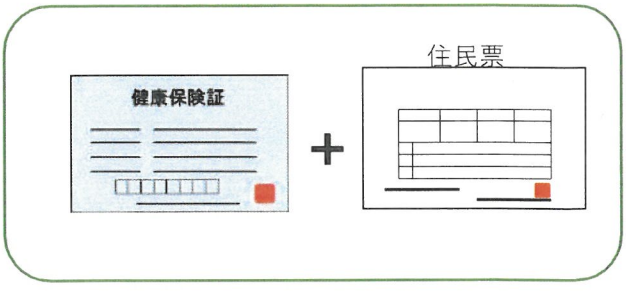
なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができるものとします。

⑥ 住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し
⑦ 住民票及び各種健康保険証の両方の写し

※別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、提出を省略できます。







④通帳の写し

申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

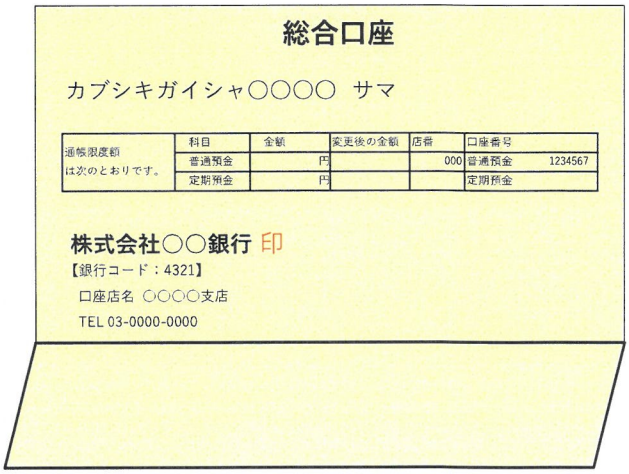
※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

※ 省略についてはP.41をご覧ください。

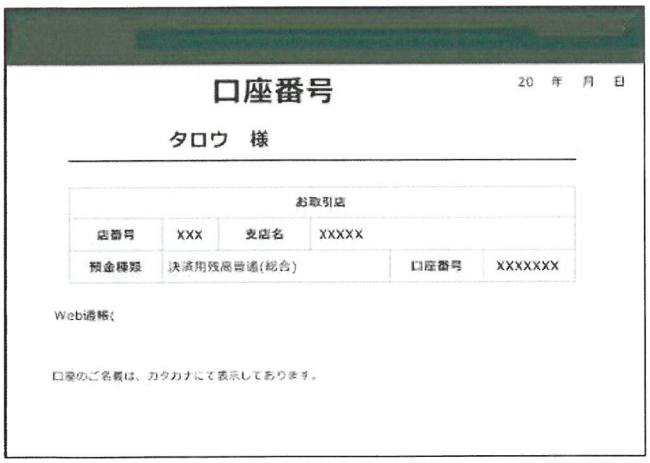
通帳のオモテ面



通帳を開いた１･2ページ目



電子通帳　画面コピー



！！ご注意ください！！

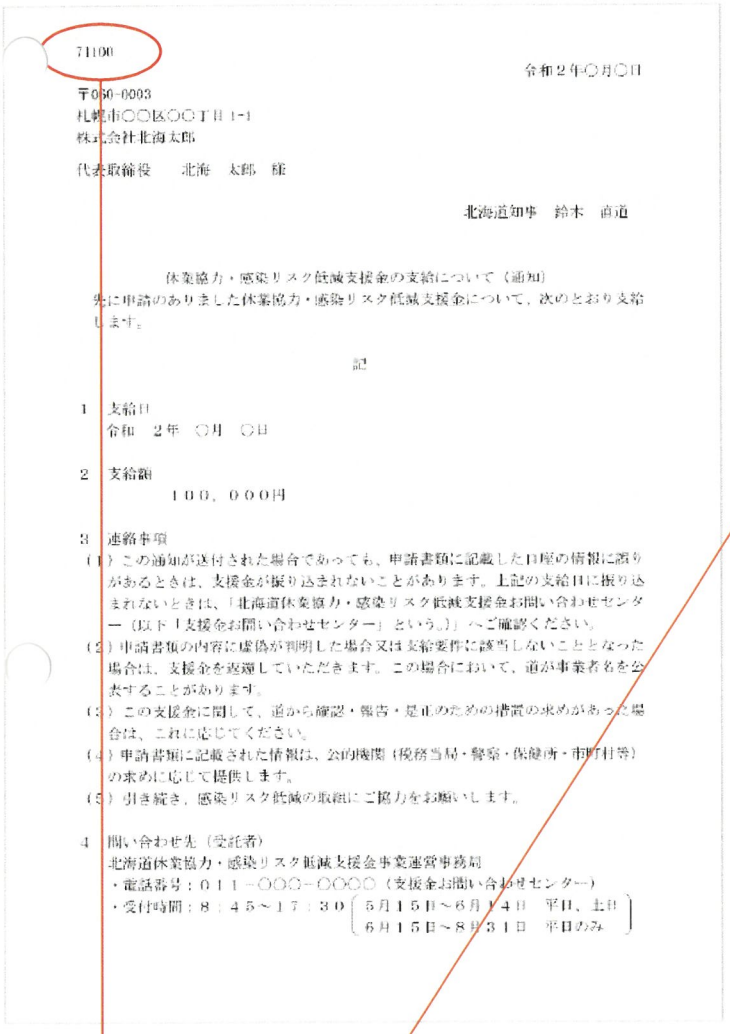
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が１つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

③本人確認書類と④通帳の写し-省略する場合

昨年度北海道が実施した「休業協力・感染リスク低減支援金」、「経営持続化臨時特別支援金」又は別区分の道特別支援金を受給済で、当該申請で使用した口座を指定する場合は、口座を指定するどちらかの支給通知書の写しをご提出ください。

※別区分の道特別支援金を既に受給済で、支援金を新たに申請する場合は、通知書の提出は不要です。

【休業協力・感染リスク低減支援金通知書】



71100

令和２年○月○日

〒060-0003
札幌市○○区○○丁目1-1
株式会社北海太郎

代表取締役　北海　太郎　様

北海道知事　鈴木　直道

休業協力・感染リスク低減支援金の支給について（通知）

先に申請のありました休業協力・感染リスク低減支援金について、次のとおり支給します。

記

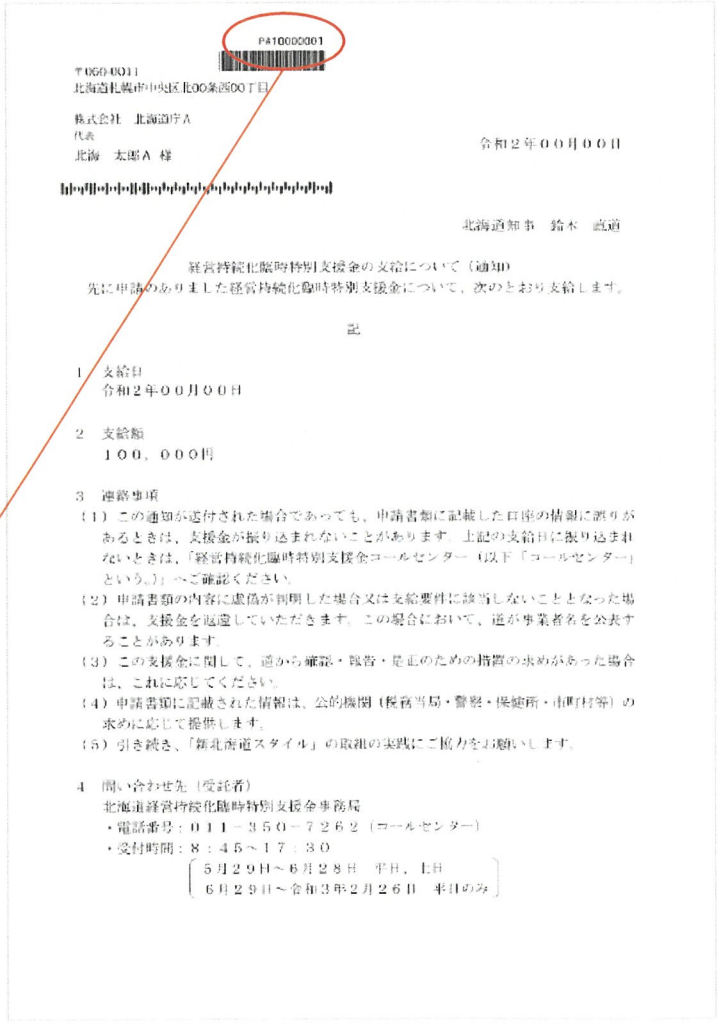
１　支給日
令和　２年　○月　○日

２　支給額
１００，０００円

３　連絡事項
（１）この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター（以下「支援金お問い合わせセンター」という。）」へご確認ください。
（２）申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
（３）この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
（４）申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
（５）引き続き、感染リスク低減の取組にご協力をお願いします。

４　問い合わせ先（受託者）
北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局
・電話番号：０１１－○○○－○○○○（支援金お問い合わせセンター）
・受付時間：８：４５～１７：３０
（５月１５日～６月１４日　平日、土日
６月１５日～８月３１日　平日のみ）

【経営持続化臨時特別支援金通知書】



PA10000001

〒060-0011
北海道札幌市中央区北○○条西○○丁目

株式会社　北海道庁Ａ
代表
北海　太郎Ａ　様

令和２年００月００日

北海道知事　鈴木　直道

経営持続化臨時特別支援金の支給について（通知）

先に申請のありました経営持続化臨時特別支援金について、次のとおり支給します。

記

１　支給日
令和２年００月００日

２　支給額
１００，０００円

３　連絡事項
（１）この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「経営持続化臨時特別支援金コールセンター（以下「コールセンター」という。）」へご確認ください。
（２）申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
（３）この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
（４）申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
（５）引き続き、「新北海道スタイル」の取組の実践にご協力をお願いします。

４　問い合わせ先（受託者）
北海道経営持続化臨時特別支援金事務局
・電話番号：０１１－３５０－７２６２（コールセンター）
・受付時間：８：４５～１７：３０
（５月２９日～６月２８日　平日、土日
６月２９日～令和３年２月２６日　平日のみ）

各通知書左上に記載されている通知No.を申請の際に記入してください。

⑤宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- 個人事業者等の氏名を**自署**（ゴム印不可）でご記載ください。

様式１

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第８条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から１５までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

1　給付要件を満たしていること
2　本要領第６条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等に虚偽のないこと
3　暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
4　特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
5　本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により５年間保存すること
6　特別支援金Ａの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Ｂ及び特別支援金Ｃの場合は、それぞれの対象期間内において緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
7　知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和２年（2020年）11月から令和３年（2021年）２月（特別支援金Ｂの場合は、令和３年（2021年）４月から令和３年（2021年）７月、特別支援金Ｃの場合は令和３年（2021年）８月から令和３年（2021年）10月）は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
8　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること
9　事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第１２条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
10　無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治４０年法律第４５号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実に反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第１２条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
11　提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
12　業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
13　新北海道スタイルの取組を実践していること
14　申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
15　本要領に従うこと

令和　　年　　月　　日

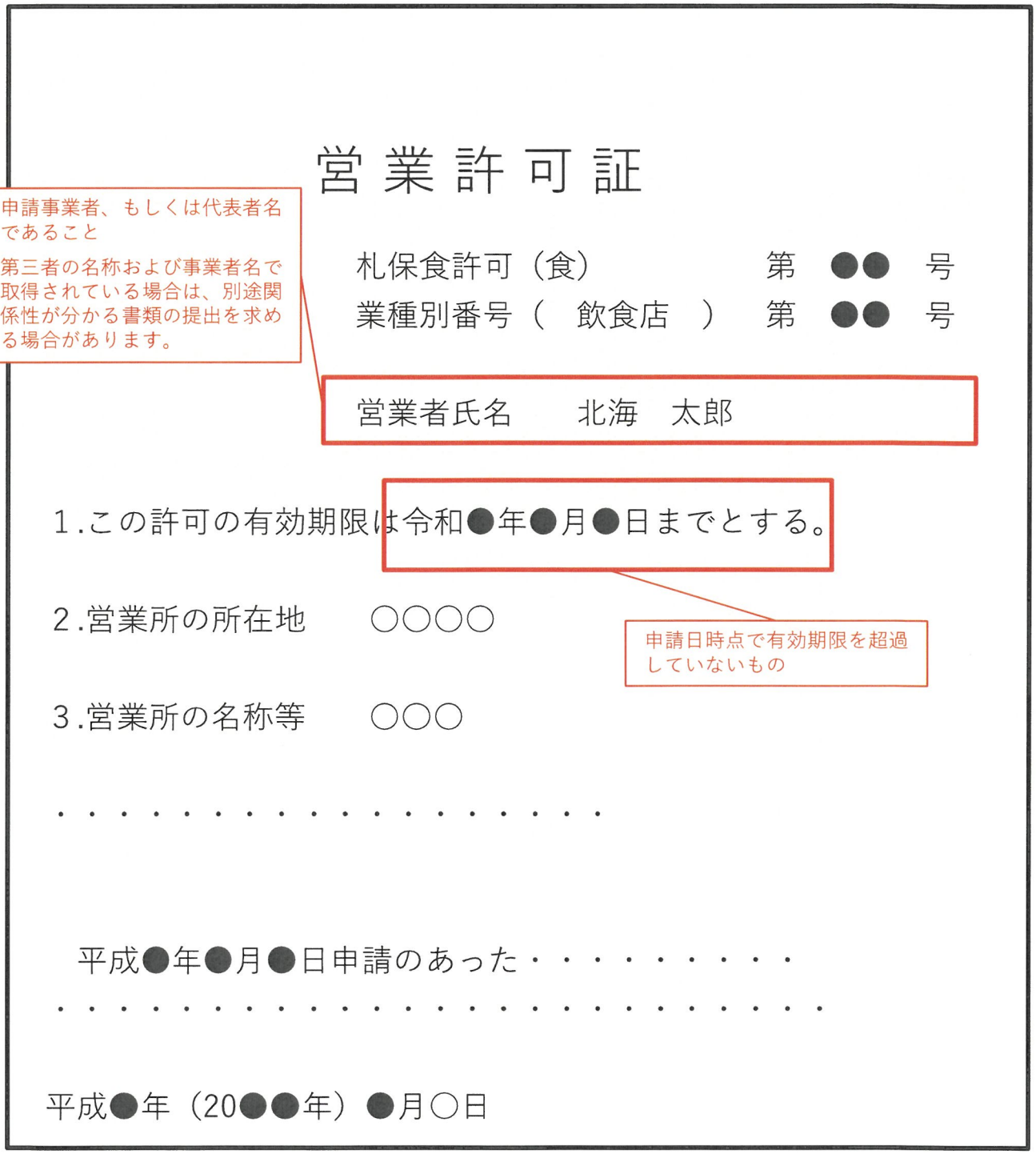
法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

ゴム印不可

⑥飲食店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、**飲食店（喫茶店）営業許可証**のコピーを提出してください。
※複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。
※別区分の道特別支援金を既に申請済の場合、提出を省略できます。



営業許可証

札保食許可（食）　第 ●● 号
業種別番号（ 飲食店 ）　第 ●● 号

申請事業者、もしくは代表者名であること
第三者の名称および事業者名で取得されている場合は、別途関係性が分かる書類の提出を求める場合があります。

営業者氏名　北海　太郎

1.この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

申請日時点で有効期限を超過していないもの

2.営業所の所在地　○○○○

3.営業所の名称等　○○○

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成●年●月●日申請のあった・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成●年（20●●年）●月○日

その他特例事項について

下記特例事項に該当する申請者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

特例事項	概要
証拠書類等の特例	・事務局が判断する合理的な理由により確定申告が提出できない場合（法人のみ） ・確定申告書の義務がない場合等（個人事業者等）
新規開業・創業特例	創業・開業したことにより支援金Aの場合は2020年4月～2020年12月、支援金Bの場合は2020年4月～2021年3月、支援金Cの場合は2020年4月～2021年7月の期間の間に法人設立又は新規開業した場合
季節性収入特例	月当たりの事業収入の変動が大きい場合
合併特例	事業収入を比較する２つの月の間に合併を行っている場合
連結納税特例	連結納税を行っている法人
罹災特例	2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合
法人成り特例	事業収入を比較する２つの月の間に個人事業者等が法人化した場合
NPO、公益法人特例	特定非営利活動法人及び公益法人等の場合
事業承継（死亡）特例	事業収入を比較する２つの月の間に事業承継（事業を行っていたものが死亡した場合も含む）を行っている場合
雑所得・給与所得	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの事業収入で、税務上、雑所得及び給与所得として収入を得ている場合

※上記特例事項に該当する場合は、事務局より詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があり、審査が長引く可能性がございます。

※内容は変更になる可能性がございます。

実態調査にかかる保存書類等について

申請を行っていただくにあたり、申請時での提出は必要ありませんが、別途事務局より申請事業者様へ実態調査を行う場合があります。依頼があった際、速やかに提出ができるよう事前に作成、整理、保存をお願いいたします。

※通常審査の他に無作為抽出を行い、税理士・中小企業診断士等外部の専門家による事業実態等を個別に確認をします。

※資料の保存については５年間の保存をお願いいたします。

【資料１　影響説明書類】

参考雛形

道特別支援金　保存書類（表紙）

住所
会社（個人）名

時短対象飲食店等との取引がある方	
□直接取引がある	＜時短対象飲食店等との、具体的な取引内容＞ ＜主な取引先＞ 名称 ＜反復継続した取引を示す帳簿書類等＞（本表とは別に保存してください） ・通帳　・領収書　・請求書　・納品書　・その他　うち　つ以上
□間接取引がある	＜自社商品・サービスを納入する事業者との、具体的な取引内容＞ ＜自社商品・サービスを納入する事業者名＞ 名称 ＜自社商品・サービスを納入する事業者との、反復継続した取引を示す帳簿書類等＞（本表とは別に保存してください） ・通帳　・領収書　・請求書　・納品書　・その他　うち　つ以上 ＜自社商品・サービスを納入する事業者を経由して、最終的に時短対象飲食店等に到達していることを示す説明＞

注１：本資料は提出不要です。事務局より依頼した場合には速やかに本表及び、保存書類の提出をお願いします。

参考雛形

道特別支援金　保存書類（表紙）

住所
会社（個人）名

外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者	
	＜外出・往来の自粛要請等による影響の具体的な内容＞
□主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者	＜個人顧客と取引していることがわかる書類等＞（本表とは別に保存してください） ・宿泊　・現金出納帳　・通帳　・その他　うち一つ以上
□上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者	＜自社商品・サービスを提供する事業者への、外出・往来の自粛要請等による具体的な影響＞ ＜自社商品・サービスを提供する事業者名＞ 名称 ＜自社商品・サービスを納入する事業者との、反復継続した取引を示す帳簿書類等＞（本表とは別に保存してください） ・通帳　・領収書　・請求書　・納品書　・その他　うち　つ以上 ＜自社商品・サービスを納入する事業者の所在地の人流が減少したことが分かる資料＞ ※V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が公表した資料でも可 ※経産省HPから該当地区のV-RESASデータを取得可能です。

注１：本資料は提出不要です。事務局より依頼した場合には速やかに本表及び、保存書類の提出をお願いします。

その他事業者保存書類例

区　分	業種の例（P3~5参照）		保存していただく書類の例（※提出は不要です）
要件1－❶ 時短対象飲食店等との取引がある事業者	食品加工・製造事業者 器具・備品納入事業者 サービス事業者	直接取引	ポイント：①時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料 ・**通帳・領収書など**、時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料
	流通関連事業者 生産者	間接取引	ポイント：①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料 ・**通帳・領収書**など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引先を経由し、**最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料**
要件1－❷ 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者	主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者 旅行関連　その他	個人直接取引	ポイント：①個人顧客と取引していることがわかる資料 ②外出・往来自粛等の影響で地域で人流減少がわかる資料（Aのみ） ・**宿帳や現金出納帳、通帳の写し**など、個人客と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの所在地の人流が減少したことがわかる資料等（Aのみ） （V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可）
	上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者	間接取引	ポイント：①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先が人流減少の影響を受けたことがわかる資料（Aのみ） ・**通帳・領収書など**、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引が人流減少の影響を受けていることがわかる資料、記録（Aのみ）

V-RESAS統計データ

（例）札幌駅

2019年同週比50%以上

本表は提出の必要はございません。
紙もしくは電子データで保管いただくようお願いいたします。

期間（週次）	滞在人口の推定居住地	2019年同週比 [%]	代表観測地点
2020年11月第1週	市区町村内	-8.5	札幌駅
2020年11月第2週	市区町村内	-10.8	札幌駅
2020年11月第3週	市区町村内	-12.6	札幌駅
2020年11月第4週	市区町村内	-19.7	札幌駅
2020年12月第1週	市区町村内	-14.6	札幌駅
2020年12月第2週	市区町村内	-14.9	札幌駅
2020年12月第3週	市区町村内	-17.1	札幌駅
2020年12月第4週	市区町村内	-13.2	札幌駅
2020年12月第5週	市区町村内	-7.1	札幌駅
2021年1月第1週	市区町村内	32.8	札幌駅
2021年1月第2週	市区町村内	-24.6	札幌駅
2021年1月第3週	市区町村内	-8.5	札幌駅
2021年1月第4週	市区町村内	-5.2	札幌駅
2021年2月第1週	市区町村内	-12.7	札幌駅
2021年2月第2週	市区町村内	-19.2	札幌駅
2021年2月第3週	市区町村内	-10.9	札幌駅
2021年2月第4週	市区町村内	-17.1	札幌駅

期間（週次）	滞在人口の推定居住地	2019年同週比 [%]	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県内	-23.2	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県内	-24.8	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県内	-29.2	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県内	-34.0	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県内	-28.8	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県内	-31.1	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県内	-32.0	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県内	-27.4	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県内	-23.8	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県内	43.2	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県内	-25.2	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県内	-11.7	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県内	-20.1	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県内	-18.8	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県内	-22.8	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県内	-11.3	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県内	-22.1	札幌駅

期間（週次）	滞在人口の推定居住地	2019年同週比 [%]	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県外	-30.0	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県外	-55.4	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県外	-56.0	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県外	-58.3	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県外	-79.1	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県外	-76.7	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県外	-69.5	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県外	-64.9	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県外	-62.1	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県外	-68.7	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県外	-61.9	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県外	-71.1	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県外	-73.8	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県外	-80.6	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県外	-85.0	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県外	-76.5	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県外	-56.5	札幌駅

札幌駅のほか旭川駅、釧路駅、岩見沢駅、根室駅、小樽駅、帯広駅、稚内駅、苫小牧駅、函館駅、北見駅、留萌駅の情報も道のホームページよりダウンロード可能です。
紙もしくは電子データで保管いただくようお願いいたします。

